

沼田市指定給水装置工事事業者 指定申請書類チェックリスト

事業者名 _____

提出書類を確認のうえ□欄にレ点を記入し、本紙も提出してください。

確認	提出書類				
<input type="checkbox"/>	様式第1号 指定給水装置工事事業者指定申請書				
<input type="checkbox"/>	様式第2号 誓約書				
<input type="checkbox"/>	様式第3号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書				
<input type="checkbox"/>	別表 機械器具調書				
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者の免状の写し				
<input type="checkbox"/>	<table border="1"><tr><td>法人の場合</td><td>定款の写しと登記事項証明書 ※両方必要です。</td></tr><tr><td>個人事業主の場合</td><td>代表者の住民票の写し</td></tr></table>	法人の場合	定款の写しと登記事項証明書 ※両方必要です。	個人事業主の場合	代表者の住民票の写し
法人の場合	定款の写しと登記事項証明書 ※両方必要です。				
個人事業主の場合	代表者の住民票の写し				
<input type="checkbox"/>	店舗の場所がわかる地図（住宅地図等のコピーでも可）				

左記様式等は
市ホームページ
よりダウンロード
してください。

申請から指定までの流れ

- 書類提出（郵送可）
- 書類審査後、ご連絡を差し上げます。
- 指定手数料 10,000 円の納入（市発行納付書により金融機関での振込可）
- 沼田市指定給水装置工事事業者証の交付、説明（要来庁）
※申請から指定まで半月～1 か月かかります。

----- 以下、市処理欄 -----

受付日	受付者
令和 年 月 日	

備考

参 考

水道法（抜粋）

（指定の基準）

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

様式第1（第18条関係）

（表 面）
指定給水装置工事事業者指定申請書

沼田市長

殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ⑩
住 所
代表者氏名
連絡先電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた
いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	（例）給水装置工事等
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

⑩

沼田市長

殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

沼田市長

殿

令和 年 月 日

届出者

㊞

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書 （ 記 入 例 ）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	チップソ-カッタ-	L A 6 6	1	
	塩ビカッター	2 0	1	
	塩ビパイプのこ		3	
管の加工用の 機械器具	パイプネジ切り器	N 4 0 A	2	
	同上	N 2 0 A	1	
	面取り器	4 0	1	
	同上	2 0	1	
	フレキツバ出し器		1	
	パイプ圧着機	E P - 7 0 0	1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	3 5 0	6	
	同上	4 5 0	2	
	同上	6 0 0	1	
	ガストーチランプ		2	
水圧 テストポンプ	テストポンプ	T 5 0 K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。